# 第９回　山梨県
# 地域年金事業運営調整会議

日本年金機構
Japan Pension Service

令和３年７月

竜王年金事務所・甲府年金事務所・大月年金事務所
（山梨県代表年金事務所）

１．地域年金展開事業の概要　３Ｐ

２．令和２年度事業実施結果　５Ｐ

３．令和２年度　各拠点での取組事例等　９Ｐ

４．コロナ禍における地域年金展開事業の取組　１７Ｐ

5．前回の会議で頂いたご意見及び課題への対応　１８Ｐ

６．令和３年度下期の事業計画（案）　２０Ｐ

# １．地域年金展開事業の概要（1/2）

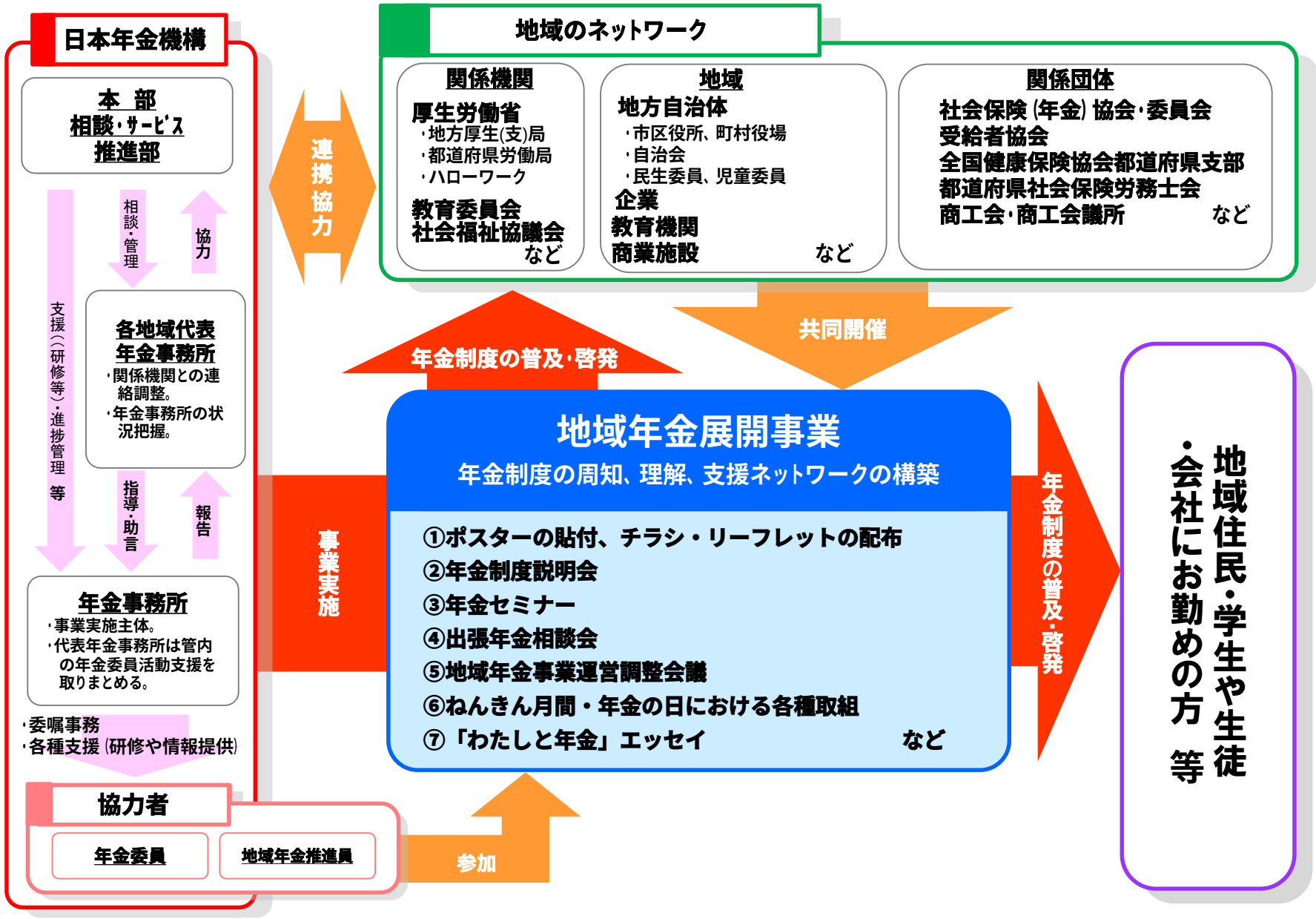

# １．地域年金展開事業の概要（2/2）

## 地域年金展開事業の主な取組

◆公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納の向上等のため、関係機関との連携協力のもと『年金制度説明会』や『年金セミナー』、『出張年金相談』等を実施します。

◆また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる『地域年金事業運営調整会議』を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

◆なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止に配慮した取組を実施しています。

| | 《本来の取組内容》 | 《コロナ禍での取組内容》 |
|---|---|---|
| 地域連携事業 | ・職員が自治体や民間企業、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員向けの年金制度説明会を実施。<br>・市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配付の依頼等。 | アプローチは原則、電話・文書により行う。<br>制度説明会や年金セミナーは、Web会議ツール等を使用した非対面型（リモート）による実施を基本とするが、相手先機関から要請があり、当該機関における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が可能な場合は、対面での開催を可能とする。なお、年金セミナーでは解説付き動画（DVD)配布による実施も有効である。 |
| 年金セミナー事業 | 職員が、大学や専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。例制度の申請窓口の開設や、パンフレットの掲示や設置、配付<br>大学での年金相談や学生納付特の依頼等。 | |
| 地域相談事業 | 年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。 | 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで実施。ただし、地域によって感染状況が異なることから、実施の可否については、各地の実情を踏まえて慎重に判断。 |
| 年金委員活動支援事業 | 年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシ等、活動に役立つ情報を提供。 | 原則、電話・文書による活動。対面による場合は感染防止対策を徹底。 |
| 地域年金事業運営調整会議 | 公的年金事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関等を委員として都道府県単位に設置。制度の普及・啓発等についての検討や年金事務所が行 | 委員長及び委員の過半数より要請があった場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで対面開催も可能とする。対面開催が困難な場合は、書面開催。 |

# ２．令和２年度事業実施結果（1/４）

| 事業名 | 実施した事項 | 課題等 |
|---|---|---|
| 地域連携事業 | **①教育機関等へのポスターの掲示やリーフレットの配布の協力依頼**<br>→「わたしと年金」エッセイ募集のポスターの掲示とリーフレット配布の協力を県内全中学、全高校、全大学、全専門学校及び各公共団体に依頼しました。<br>応募した教育機関へ感謝状授与　１校（令和３年２月）<br><br>**②ハローワークにおける雇用保険受給者説明会**<br>→ハローワークの協力を得て雇用保険受給者向けに国民年金の加入手続きや保険料の免除制度の説明会を行っています。<br>年間８９回、参加者数　延べ２，３８８人（前年　１９５回実施）<br><br>**③企業等における年金制度説明会**<br>→厚生年金保険適用事業所等の協力を得て、企業等への制度説明会に積極的に取り組みました。（内容:新規採用者向け･定年退職層向け･事務手続き 等）<br>年間２回，参加者数　延べ２７人（前年１５回実施）<br><br>**④関係機関等による周知･啓発**<br>→関係機関のご協力により、年金制度に関する記事を掲載いただきました。<br>県内市町村、　山梨社会保険協会、山梨県年金委員会連合会、山梨県労働局、山梨県社会保険労務士会、総務省行政評価事務所等 | 【課　題】<br>新型コロナウイルスの感染拡大による影響が未だ収束しないため令和３年度は、引き続き感染防止対策を十分に講じた上で取り組む必要がある。<br><br>【対応策】<br>当面の日本年金機構における年金制度説明会の実施方針は次のとおりです。<br>◯年金制度説明会は、事業所等から開催要請があり、当該機関のテレビ会議システム等を活用した非対面型の実施や、当該機関等における感染防止対策の徹底が可能な場合に限り開催が可能。 |

# 2．令和２年度事業実施結果（２/４）

| 事業名 | 実施した事項 | 課題等 |
|---|---|---|
| 年金セミナー事業 | **①教育機関における年金セミナーの実施**<br>→令和２年度末は新型コロナウイルス感染拡大防止による影響から、取組みを縮小していましたが、管内の大学、短期大学、専門学校、および高等学校等からの要望もあり、通期で３２回（前年比20%減少）、延べ３，９１４人の学生･生徒へ年金セミナーを実施しました。<br> 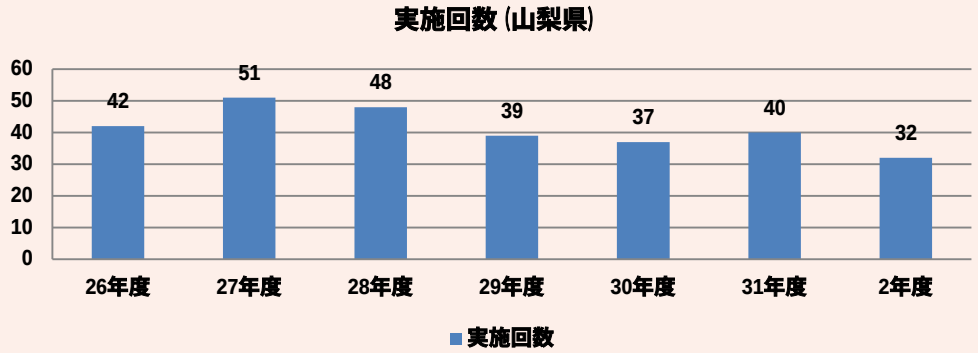 <br><br>→年金セミナー実施の効果<br>○ 年金セミナーアンケート結果<br>年金のイメージにおける『まあ良い』以上の評価の状況について<br>年金セミナー実施前は４６．３%でしたが、年金セミナー実施後は９１．２%に向上しました。 | 【課　題】<br>新型コロナウイルスの感染拡大による影響が未だ収束しないため令和３年度は、引き続き感染防止対策を十分に講じる事や非対面型開催への移行に取り組む必要がある。<br><br>【対応策】<br>当面の日本年金機構における年金セミナー実施方針は次のとおりです。<br>◯年金セミナーの実施にあたっては、Ｗｅｂ会議ツール等を使用した非対面型による実施を基本とする。なお、教育機関等から要請があり、当該機関等における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が可能な場合は、対面での開催が可能。<br>◯一般的なセミナー動画を作成し、活用する。 |

# 2．令和２年度事業実施結果（３/４）

| 事業名 | 実施した事項 | 課題等 |
| --- | --- | --- |
| 年金セミナー事業 | **②年金セミナーの開催拡大に向けた取組み**<br>→年金セミナーのアプローチ実施状況<br>管内の大学、短期大学、専門学校、高等学校等を対象に、延べ９回実施しました。<br>（前年度開催実績のある教育機関、地域年金推進員の紹介を中心に実施しています。）<br><br>→非対面型の実施の推進<br>非対面による年金セミナーの実施を拡大するため、セミナー用動画（DVD）を作成し、管内の大学、短期大学、専門学校、高等学校等を対象に、１２校配布を行いました。<br><br>→地域年金推進員の支援による取組み<br>地域年金推進員（県立高等学校関係者のOB）がパイプ役となり、山梨県教育委員会へ訪問し地域年金展開事業における年金セミナーの協力依頼を行い、校長会において重要性を説明し開催協力を求めました。 | 【課　題】<br>講師のプレゼンテーションスキルにばらつきがあること、学校側のニーズの多様化により、教育機関の求める年金セミナーと実際の年金セミナーにミスマッチが生じる場合がある。<br><br>【対応策】<br>Ｗｅｂ会議ツールについて、今年度10月までに全年金事務所へ導入を行う。<br>また、講師については、機構本部主催のオンラインセミナー講師養成研修を受講させ、スキルアップを図るとともに、受講者に応じた資料（教材）の見直しを行う。 |

# ２．令和２年度事業実施結果（４/４）

| 事業名 | 実施した事項 | 課題等 |
|---|---|---|
| 年金委員活動支援事業 | **①年金委員表彰状伝達式**<br>→事業功績のあった年金委員７名に表彰状を授与しました。<br>厚生労働大臣表彰　　１名<br>日本年金機構理事長表彰　３名<br>日本年金機構理事表彰　　１名<br>**②年金委員研修会**<br>→令和２年度はコロナ感染症の影響により中止。<br><br>**③全国年金委員研修の開催**<br>例年、東京会場において開催される「全国年金委員研修会」は、新型コロナウィルス感染症の影響により機構のテレビ会議システムを使用して甲府年金事務所会議室で行われました。<br>実施回数　１回、参加者数　３人<br>※甲府･大月･竜王年金事務所より代表者各1名<br><br>**④年金委員数（令和２年度末）**<br>職域型年金委員　１，２５３人　（令和元年度末　１，２２１人）<br>地域型年金委員　　４１人（　令和元年度末　４０人　）<br><br>**⑤地域型年金委員向け情報提供誌の発行**<br>地域型年金委員に対して定期的な情報提供を行うため、令和2年4月から３カ月ごとに情報提供誌を発行しています | 【課　題】<br>*新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会等の開催が困難となり、開催数が減少している。*<br><br>【対応策】<br>新型コロナウイルス感染拡大による影響により対面による開催が困難なことから、Ｗｅｂ会議ツールを用いた研修会や連絡会、各種リーフレット等の配布による情報提供を強化していく。 |

# ３．令和２年度　各拠点での取組事例等（１/８）

## ○ 地域型年金委員向け情報提供誌『年金委員通信』の発行について

### １　発行の目的

○　地域型年金委員は、個人で協力していただいている方も多く、地域住民に対して活動していただくためには、年金事務所から年金委員に対して積極的に働きかけ、両者で協力連携する必要があります。

○　そのため、地域型年金委員が円滑に活動することができるよう、令和元年度より、年金に関する情報や地域型年金委員に協力をお願いしたい内容等を定期的にお知らせする情報提供誌を発行することとしました。

### ２　発行概要

（１）発行開始月
　令和２年１月（発行日は毎号１５日（祝祭日の場合は、翌営業日））
（２）発行回数
　年間４回を予定（４、７、１０、１月）
（３）これまでの主な掲載記事

| 掲載記事 | 令和２年４月号 | 令和２年７月号 | 令和2年１０月号 | 例話３年１月号 |
|---|---|---|---|---|
| ねんきんトピックス | 令和2年度年金額の改定について | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等の臨時特例措置について | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布 | 産前産後期間の国民年金保険料の免除 |
| ねんきんミニ講座 | 国民年金第3号被保険者の国内居住要件の追加について | 60代前半の在職老齢年金について | 厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定 | 国民年金の任意加入制度について |
| 各地域における活動 | 地域型年金委員会研修会について | 千葉県の出張年金相談について | 山梨県の年金セミナー活動紹介 | 年金委員表彰状伝達式の開催 |

# ３．各拠点での取組事例等（２/８）

## ○ 地域連携事業

**・教育機関等へのポスターの掲示やリーフレットの配布の協力依頼**

「わたしと年金」エッセイ募集のポスターの掲示とリーフレット配布の協力を山梨県内全中学、全高校、全大学、全専門学校及び各公共団体に依頼しました。

**・応募頂きました教育機関へ感謝状授与**

例年、応募に対する感謝表明と来年度以降の応募に繋げるため感謝状の授与を行うところですが、新型コロナウィルス感染症の影響を受けて授与式を希望されませんでしたので電話にて感謝の意とお礼を申し上げて感謝状を１月２５日に郵送させて頂きました。

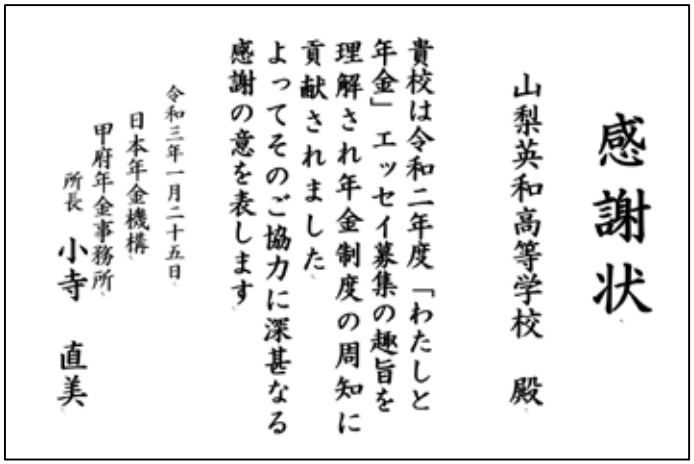

感謝状

山梨英和高等学校　殿

貴校は令和二年度「わたしと年金」エッセイ募集の趣旨を理解され年金制度の周知に貢献されましたよってそのご協力に深甚なる感謝の意を表します

令和三年一月二十五日

日本年金機構
甲府年金事務所
所長　小寺　直美

山梨英和高等学校の生徒さん2名より応募がございました。

# ３．各拠点での取組事例等（３/８）

## ○ 地域連携事業

### ・ハローワークにおける雇用保険受給者説明会

各年金事務所では、公共職業安定所（ハローワーク）の協力を得て、雇用保険受給者向けの説明会を実施しています。退職（失業）者向けに国民年金の加入手続きや 国民年金保険料の免除制度の説明を行うとともに、加入や免除申請の書類受付も行っております。

なお、令和２年度は相手先機関から要請があり、当該機関における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が可能な場合は、対面での開催を可能とするとして開いるため、開催を中止したハローワークが多く回数が減少した。

| 事務所 | 実施回数 | 参加者数 |
|---|---|---|
| 甲　府 | ５７　回<br>前年　５９回 | １，６１４人<br>３，０９１人 |
| 竜　王 | １４　回<br>前年　５６回 | ６５６人<br>１，９３１人 |
| 大　月 | １８　回<br>前年　８０回 | １１８人<br>１，１９７人 |

※令和3年5月に国民年金手続きに係る説明用動画（DVD）が作成配布され、ハローワークと更なる連携強化に努めてまいります。

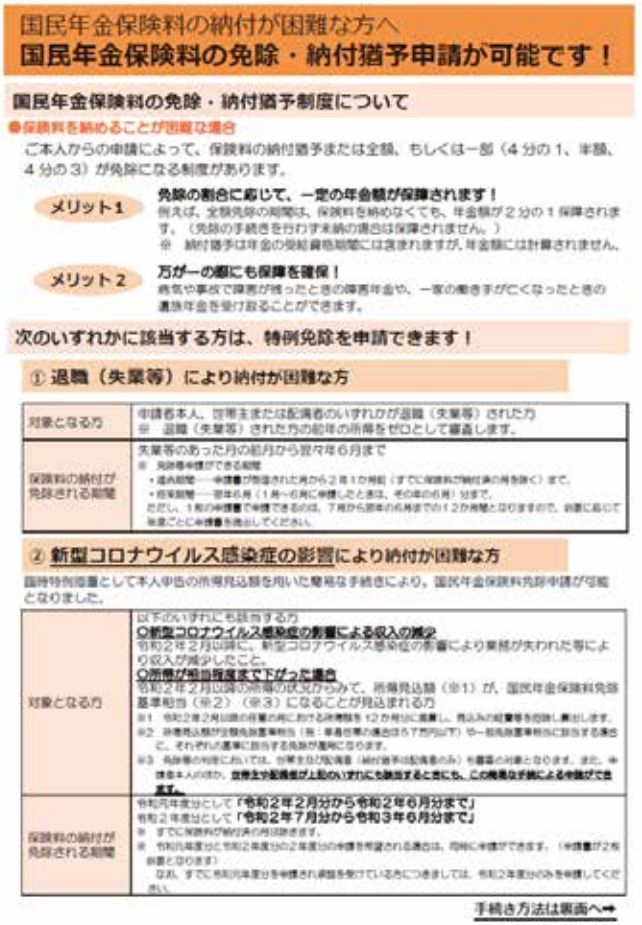

国民年金保険料の納付が困難な方へ
**国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！**

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（４分の１、半額、４分の３）が免除になる制度があります。

メリット１　**免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！**
例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、半金額が２分の１保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）
※　納付猶予は年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には計算されません。

メリット２　**万が一の際にも保障を確保！**
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます！

① 退職（失業等）により納付が困難な方

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | 申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方<br>※　退職（失業等）された方の前年の所得を０として審査します。 |
| 保険料の納付が免除される期間 | 失業等のあった月の前月から翌年６月まで<br>※　免除等申請ができる期間<br>・過去期間…申請書が発行された月から２年１か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。<br>・将来期間…翌年の６月（１月～６月に申請したときは、その年の６月）まで。<br>ただし、１月の申請書で申請できるのは、下期から翌年の６月までの１２か月間となりますので、前置に応じて免除ごとに申請書を提出してください。 |

② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | 以下のいずれにも該当する方<br>**○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少**<br>令和２年２月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。<br>**○所得が一定水準まで下がった場合**<br>令和２年２月以降の所得の状況から、所得見込額（※１）が、国民年金保険料免除基準相当（※２）（※３）になることが見込まれる方<br>※１　令和２年２月以降の所得の状況から令和３年１月までの所得を１２か月分に換算し、見込みの総額等を記載し申請します。<br>※２　所得見込額が全額免除基準相当（扶・単身世帯の場合は１７万円以下）や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。<br>※３　免除等の判定において、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人の他、**世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この特例による申請ができます。** |
| 保険料の納付が免除される期間 | 令和元年度分として「令和２年２月分から令和２年６月分まで」<br>令和２年度分として「令和２年７月分から令和３年６月分まで」<br>※　すでに保険料が納付済の月は除きます。<br>※　令和元年度分と令和２年度分の２年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。（申請書が２枚必要となります）<br>なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては、令和２年度分のみを申請してください。 |

手続き方法は裏面へ➡

# ３．各拠点での取組事例等（４/８）

## ○ 地域連携事業

### ･企業等における年金制度説明会

企業における年金制度説明会の様子

【具体的な取組事項】

●各組織における事務担当者や従業員等向け年金制度説明会
●年金委員（職域型･地域型）との連携による周知･啓発
●地域福祉関係団体との連携による周知･啓発
●市区町村広報誌を活用した周知･啓発
●社会保険労務士会との連携による周知･啓発

| 事務所 | 実施回数 |
|---|---|
| 甲　府 | １　回（前年　４　回） |
| 竜　王 | ０　回（前年　８　回） |
| 大　月 | １　回（前年　３　回） |

# ３．各拠点での取組事例等（５/８）

## ○ 地域相談事業

出張相談を実施

山梨県内の各年金事務所では、市町村の協力を得て、年金事務所から遠距離にお住まいで、年金事務所のご利用が難しいお客様のために出張年金相談を定期的に開催しています。

また、平成２６年度から新設されました「年金の日」「年金月間」の活動においては、例年県民広場への参画を行っておりましたが、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響を受けて中止となりました。

| 事務所名 | 実施回数 | 相談者数 |
|---|---|---|
| 甲府 | １０回 | １２６人<br>前年２１５人 |
| 竜王 | ２４回 | ２５１人<br>前年３３１人 |
| 大月 | １２回 | ６１人<br>前年７４人 |
| 合計 | ４６回 | ４３８人<br>前年６１５人 |

**遠隔地における出張年金相談を実施している市町村**

【甲府年金事務所】・・・甲州市、山梨市
【竜王年金事務所】・・・北杜市、南部町
【大月年金事務所】・・・富士吉田市、富士河口湖町

令和２年度の相談者数は、前年比28.7%減の４３８人でした。

※甲府年金事務所の4月、5月の相談所は新型コロナウィルス感染症の影響を受けて中止となりました。

# ３．各拠点での取組事例等（６/８）

## ○ 年金セミナー事業

### ・教育機関別、事務所別実施回数等内訳

～教育機関別内訳～

| 教育機関 | 実施校数 |
|---|---|
| 大学<br>短期大学 | ２　校（前年8校） |
| 専門学校 | ５　校（前年7校） |
| 高等学校 | ２５ 校（前年23校） |
| 特別支援学校 | ０　校（前年2校） |
| 合計 | ３２ 校（前年40校） |

～年金事務所別内訳～

| 事務所名 | 実施回数 |
|---|---|
| 甲府※ | １２回（前年15回） |
| 竜王 | １３回（前年15回） |
| 大月 | ７回（前年10回） |
| 合計 | ３２回（前年40回） |

※甲府年金事務所では、コロナ感染症の影響を受けて
２校（専門学校）が開催中止となりました。

### ・各大学・高校における年金セミナー実施風景

山梨学院短期大学（オンライン）

甲府商科専門学校（対面）

城西高等学校（対面）

# ３．各拠点での取組事例等（７/８）

## ○ 年金委員活動支援事業

### ・全国年金委員研修会の実施について

令和2年度の全国年金委員研修会は、新型コロナウィルス感染症の影響により従来型（東京会場集合研修）の解散が困難なことから各地域において機構のテレビ会議システムを使用した研修会を実施しました。

全国年金委員研修会（１１月２７日）
（甲府年金事務所２F会議室）

【研修内容】
○年金制度改正等に関する説明
○日本年金機構の事業等に関する説明①
○日本年金機構の事業等に関する説明②
○年金委員活動に関する説明
【意見交換会】
○コロナ禍における年金委員の活動
○年金委員の活動時における問題点（困っていること等）
○機構に対する要望等

意見交換会

# ３．各拠点での取組事例等（８/８）

## ○ 年金委員活動支援事業

・年金委員表彰式の実施について

１１月１９日に開催した年金委員と健康保険委員の表彰状伝達式及び合同研修会において、事業功績のあった年金委員を表彰（厚生労働大臣表彰、「日本年金機構理事長表彰、日本年金機構理事表彰）しました。

令和２年度年金委員表彰･山梨県内の受賞者

| | |
|---|---|
| 厚生労働大臣表彰 | １名 |
| 日本年金機構理事長表彰 | ３名 |
| 日本年金機構理事表彰 | １名 |

「令和２年度　山梨県年金委員･健康保険委員表彰状伝達式
（１１月１９日　アピオ甲府）

※写真の掲載については、ご本人の了承をいただいています。

# ４．コロナ禍における地域年金展開事業の取組

◯令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による事業や会議・研修等を原則中止としました。

◯現在においても、新型コロナウイルス感染症の影響は収まっておらず、一部でワクチンの接種が始まっているものの、今後の見通しはいまだ不透明です。

◯新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減し、研修等に参加いただけるよう、Ｗｅｂ会議ツール等を活用した非対面形式の拡大を図ることとしています。

（令和３年１０月から全国の拠点において運用開始予定）

【オンラインによる年金セミナー等の実現イメージ】

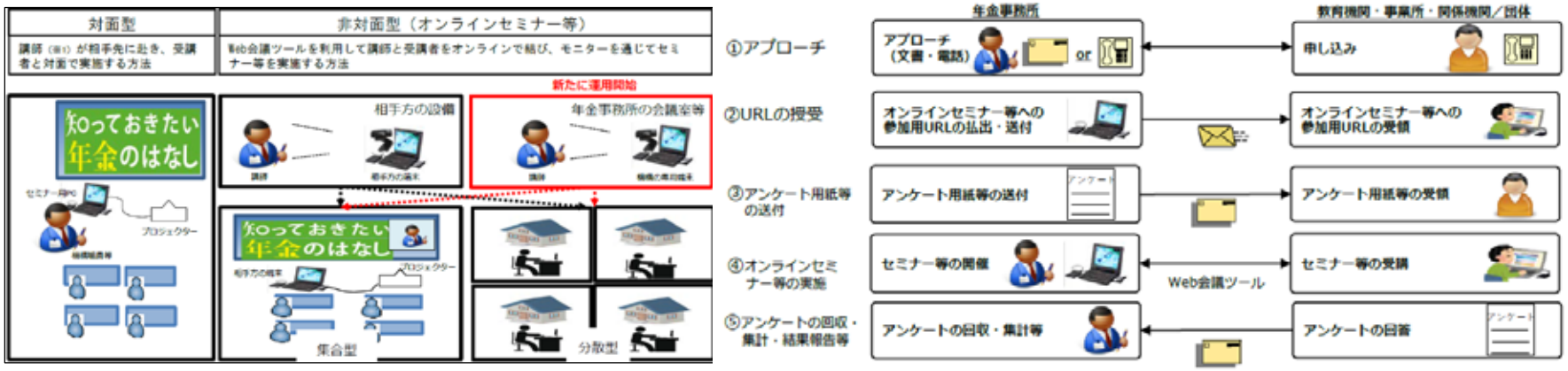

# ５．前回の会議で頂いたご意見及び課題への対応（１/２）

| 日付 | 事業名 | 意見･提案事項 | 対応状況 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月<br>第８回<br>運営調整会議<br>（書面開催） | 年金セミナー | コロナ禍により、集合型のセミナー等が制限される中ではあるが、リモート開催などの開催方法の工夫により事業の推進をお願いしたい。 | 令和2年度は非対面（テレビ会議等）によるもの以外は原則中止としておりますが、<br>①関係機関からの要請に基づく場合に限り、換気や人と人との距離を2m確保する等対策を講じた上で対面での開催を可能としております。<br>②教育機関においても、リモートによる授業が進み環境が整備される中の年金セミナー依頼もあり、<br>③本部において「年金セミナー用動画（ＤＶＤ）」を作成し11月より配布できるようになりました。<br>今後は、前述の3つの開催方法から選択することが出来ますので、年金セミナーのアプローチを積極的に行ってまいります。 | |
| 令和2年11月<br>第８回<br>運営調整会議<br>（書面開催） | その他 | 年金相談などについて年金機構のホームページがかなり充実してきていると感じます。今後とも更にお客様層ごとに分かり易く伝える努力を行って下さい。 | ご意見を本部へ伝えてまいります。 | |

# ５．前回の会議で頂いたご意見及び課題への対応（２/２）

| 日付 | 事業名 | 意見･提案事項 | 対応状況 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月<br>第８回<br>運営調整会議<br>（書面開催） | その他 | 年金制度の説明会は実施されていますが、年金制度事務手続き等の講習会の開催を要望します。 | 令和2年度は非対面（テレビ会議等）によるもの以外は原則中止としております。コロナの状況を見極めつつ令和3年度に向けて年金制度に関する手続き等の講習会について検討させて頂きます。 | |
| 令和2年11月<br>第８回<br>運営調整会議<br>（書面開催） | その他 | 年金相談窓口（出張相談含）のＴＶ相談を検討されてはいかがですか。ウイズコロナを見据えてのひとつの方法として活用できると思います。 | ご意見を本部へ伝えてまいります。 | |

# ６．令和３年度の事業計画（案）（１/４）

**【取組方針】**

**○令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による事業や会議・研修等を原則中止としました。令和３年度においても、原則同様の取扱いとなります。**

**○現在、日本年金機構は「オンラインビジネスモデル実現の推進」を重点取組施策と位置づけて取り組んでいます。地域年金展開事業についても、対面型から非対面型による取組への移行をさらにすすめていきます。**

**○また、Ｗｅｂ会議ツールを利用できる年金事務所を順次拡大し、各事業の実施にあたりＷｅｂ会議ツールを使用した取組を積極的に推進していきます。**

| 事業名 | 取組み内容 | 具体的な活動 |
|---|---|---|
| 地域連携事業 | 自治会、事業所、ハローワーク等の関係機関、関係団体等と連携し、非対面型の年金制度説明の実施数拡大を目指します。 | **年金制度説明会の実施**<br>⇒年金事務所管内の事業所を対象として、職域型年金委員に、制度説明会の開催への協力を依頼します。<br>⇒開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、WEB会議ツールを活用した非対面型の年金制度説明会の実施につながるよう取り組みます。<br>⇒また、日本年金機構本部にて制度説明用動画を作成し、それを相手先機関に提供、視聴いただく動画提供型の制度説明会を実施します。 |
| 地域相談事業 | 感染症対策を十分に講じた上で、遠隔地等における出張年金相談会の実施を検討します。 | **遠隔地等における出張年金相談**<br>⇒年金事務所の遠方地域や社会福祉施設等については、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、出張年金相談を実施するよう検討します。 |

# ６．令和３年度の事業計画（案）（２/４）

| 事業名 | 取組み内容 | 具体的な活動 |
|---|---|---|
| 年金セミナー事業 | （１）非対面型の年金セミナーの実施数拡大を目指します。<br>　実施にあたっては、地域年金推進員を活用した効果的なアプローチと併せ、保護者や教職員を対象とした年金セミナーを積極的に実施します。 | **高校、大学、短大、専門学校等における年金セミナーの実施**<br>⇒高校、大学、短大及び専門学校等にて年金セミナーを開催します。<br>⇒WEB会議ツールを活用した非対面型の年金セミナーを積極的に推進します。<br>⇒また、日本年金機構本部にて一般的な年金セミナー動画を作成し、それを教育機関等に提供、視聴いただく動画提供型の年金セミナーも実施します。<br><br>＜アプローチ実施＞<br>・昨年度、年金セミナーを実施した学校は、今年度又は来年度においても実施することが可能となるよう開催に向けた依頼を行います。<br><br>＜開催実績の無い学校に対する取組策＞<br>・地域年金推進員（学校との連絡･調整や生徒へのプレゼン能力に長けた教職員ＯＢの方等）を活用したアプローチを実施します。 |
| | （２）コロナ禍においても地域年金推進員が効果的に活動できるよう、年金事務所における情報提供等の支援を行っていきます。 | **地域年金推進員への活動支援**<br>⇒管理年金事務所･都道府県代表年金事務所にて、活動状況の把握のため、定期的に推進員と連絡を行い、活動のフォローアップをします。<br>⇒地域年金推進員がコロナ禍でも効果的に活動できるよう、感染症対策を講じた上で、連絡会等の実施を検討します。 |

# ６．令和３年度の事業計画（案）（３/４）

| 事業名 | 取組み内容 | 具体的な活動 |
|---|---|---|
| 年金委員活動支援事業 | （１）年金委員年間配付物一覧に基づき、年金委員に定期的、継続的な支援活動を実施します。 | **①職域型年金委員への情報提供**<br>⇒年金委員年間配付物一覧に基づき、職域型年金委員へ資料の配付を行い、定期的な情報提供を実施します。<br>⇒新たに職域型年金委員となった方が円滑に活動することが可能となるよう、委嘱時に「職域型年金委員活動の手引き」を配付します。<br><br>**②地域型年金委員向け情報提供誌の発行**<br>⇒引き続き、地域型年金委員が円滑に活動することができるよう、年金に関する情報や地域型年金委員に協力をお願いしたい内容等を定期的にお知らせする情報提供誌を発行することとします。<br>⇒発行予定月：令和３年４月（発行済）、令和３年７月、令和３年１０月、令和４年１月<br><br>**③年金委員研修会**<br>⇒Ｗｅｂ会議ツールを使用した非対面での研修会や連絡会の開催を検討します。<br><br>**④表彰状伝達式の開催**<br>⇒顕著な功績が認められる年金委員を推薦し、表彰状伝達式を開催します。<br>令和３年度開催予定　１１月１８日（木） |
| | （２）年金委員制度を広く周知し委嘱拡大に関する取り組みを実施する。 | **①退職時に後任者推薦の協力を要請**<br>⇒現任の事業所従業員の退職や人事異動によって、職域型年金委員が大きく減少することのないよう、引き続き退任される職域型年金委員に対して、後任者推薦について協力を要請します。<br><br>**②年金委員未設置事業所への勧奨**<br>⇒職域型年金委員の委嘱拡大を図るため、現在、年金委員が設置されていない事業所へ文書等により委嘱勧奨を行います。 |

# ６．令和３年度の事業計画（案）（４/４）

| 事業名 | 取組み内容 | 具体的な活動 |
| --- | --- | --- |
| **地域年金事業運営調整会議の開催** | 今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、書面開催により会議を実施します。<br><br>書面にて地域年金展開事業の事業計画に係る今後の取組方針や実施結果を報告し、効果的かつ効率的な事業運営を行うため地域の有識者より意見･助言をうかがいます。 | **会議でいただいた意見を取り込んで事業を実施**<br>⇒今後とも地域年金事業運営調整会議を定期的に開催し、地域年金展開事業の事業計画に係る取組方針や実施結果などを報告し、効果的かつ効率的な事業運営のための意見･助言をうかがいます。<br>⇒会議でいただいた意見を踏まえ、当該年度の事業運営を実施します。 |